

## V 生徒心得

生活のあらゆる面において、沼田女子高校生としての品位をもって行動する。

### 1 服装・頭髪・所持品について

- (1) 登下校時及び校内では、制服を正しく着用し、左の胸に必ず校章をつける。やむを得ず制服を着用できない時は、「異装届」を提出する。
- (2) 指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレット等の装飾具は身につけない。
- (3) 化粧・マニキュア・カラーコンタクトなどはしない。
- (4) パーマ・カール・染髪・エクステンションは禁止する。  
地毛が天然パーマ・茶髪・赤毛等の場合は入学時に担任に申し出る。ヘアバンド・髪留め・頭のリボン等を使用する場合は、黒・紺・茶・グレー等の目立たないものを使用する。
- (5) 通学用靴は、次のいずれかとする。  
ア) 黒・紺・茶・グレー系の革靴製品  
イ) 運動靴  
(ハイヒールは認めない。また、深雪地域でやむを得ない場合以外はブーツ類を避ける)
- (6) 身分証明書は常に携帯する。他人との貸借はしない。
- (7) 携帯電話は校内で使用できない。やむを得ず持ち込む場合は、電源を切り鞆に入れておく。
- (8) 貴重品は常に身につけておく。  
(集会・体育の授業・部活等の際は、係が集め先生に保管依頼する。)
- (9) 制服の細部については、「服装規定」を参照する。

### 2 諸届・願の提出について

(1)	異装届	所定の制服を着用できない際に提出する。
(2)	遅刻届	遅刻をしてしまった時は、教室に入る前に職員室で「遅刻届」を記入し担当の先生に提出する。
(3)	校外活動届	次に該当する活動をする際に提出する。 校外の集会や活動（ボランティア活動も含む）・登山・キャンプ・海水浴・スキー・国内旅行（保護者が同行する場合は除く） ※ 泊を伴うもの、ならびに県外のもの実施の1週間前には提出すること。
(4)	海外旅行届	海外旅行（保護者が同行する場合も含む）をする際に提出する。
(5)	アルバイト届	アルバイトを行う際に提出する。 (「7. アルバイトについて」を参照)
(6)	自転車通学許可願	自転車通学を行う際に提出する。 (「6. (1) 自転車通学について」を参照)
(7)	バイク通学許可願	バイク通学を行う際に提出する。 (「6. (2) バイク通学について」を参照)
(8)	自動車免許取得教習届	自動車免許取得を行う際に提出する。 (「6. (3) 普通自動車免許の取得について」を参照)
(9)	外出・早退許可証	平日の登校後における外出は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情により外出・早退をしなければならない場合は担任の許可を得る。その際に「外出・早退許可証」の発行を受ける。 (急病等で早退する場合は「保健室来室カルテ」を記入してもらった後に、職員室で「外出・早退許可証」の発行を受ける。)

### 3 土日・休日等の登校について

- (1) 登下校の服装は制服を原則とする。
- (2) 校舎の利用時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 下校に際しては清掃・戸締まり・消灯（消火）を確認する。

### 4 校外生活について

- (1) 交通規則を守り、交通安全に努める。
- (2) 好ましくない場所への出入りはしない。反社会的勢力（暴力団・半グレ集団・暴走族等）には絶対にかかわらない。
- (3) 夜間の外出は避け、やむを得ない場合は監督者の同行が望ましい。特に、午後10時以降の外出は「群馬県青少年健全育成条例」により禁止されている。
- (4) 無断外泊はしない。

### 5 長期休業について

各長期休業前に配付される「心得」をしっかりと守って生活する。

### 6 自転車・バイク通学・普通自動車免許取得について

#### (1) 自転車通学について

自転車による通学は、学校より2km以遠の者について「自転車通学許可願」により検討のうえ許可を与える。その場合、必ずヘルメットを着用すること。

#### (2) バイク通学について

バイク通学は原則として認めない。

ただし、著しく交通が不便である者については、別に定める「バイク通学許可基準」により審査のうえ、例外として（第2学年以降より）バイク通学を認める場合もある。この場合も冬季のバイク通学は認めない。「バイク通学許可基準」に該当し、バイク通学を希望する生徒は早い段階で担任や部顧問に相談したうえで、「バイク通学許可願」を提出し、許可を受けた後に免許取得やバイクの購入等の準備を進めること。

※二輪車免許（原付）の取得について、家庭の事情等により校長が必要と認める場合がありますので、学校にご相談ください。

#### (3) 普通自動車免許の取得について

3年生で希望する者は、別途定める条件を満たすものとする。

### 7 アルバイトについて

- (1) 1年生については、原則として1学期のアルバイトは認めない。
- (2) 1年の夏休み以降は本校の規則（生徒手帳に記載）に基づき、届け出たうえで行うこと。

#### 【参考（主な規則）】

- ① その目的が正当であり、保護者の同意を得ていること。
- ② 成績不振科目がないこと。
- ③ 法令等で規制されている職種でないこと。
- ④ 就業時間は午前8時から午後6時までとする。
- ⑤ 夏季休業は2週間（＝のべ14日間）、冬季休業は1週間（＝のべ7日間）とする。
- ⑥ やむを得ぬ事情で学期中に行う場合は、休日（土日祝日）のみとし、保護者、本人、担任、係職員の4者で面接したうえで開始すること。

## VI 服装規定

### (1) 冬服（4月～5月，10月～3月）

- 紺サージのスーツと長そでブラウス・ベスト（寒い時はセーターも可）
- 黒のリボンタイ（ブラウスの第1ボタンを止める）
- ストッキング（タイツ） 肌色・黒・濃紺とする。
- ソックス 白・黒・紺・グレー（くるぶしが隠れる丈から膝下まで）
- セーター 黒・紺・グレー・白・茶の単色，ハイゲージで，編み込み等のない体型に合ったもの。襟はVネックとする。
- コート 地味な高校生らしい形のもの。

### (2) 夏服（6月～9月）

- 長そでブラウス（真夏は半袖も可，裾はスカートに入れる）・スカート・ベスト
- 黒のリボンタイ（ブラウスの第1ボタンを止める）
- 指定のポロシャツ着用可。
- ストッキング 肌色・黒・濃紺とする。
- ソックス 白・黒・紺・グレー（くるぶしが隠れる丈から膝下まで，ワンポイント可）

### (3) その他

- スカート丈は膝の中心とする。
- 夏服で半袖ブラウスを着用する際、暑い場合はベストを脱いでもよい。
- スラックスの着用可。（スーツと同色のもの）
- 帽子・マフラーを使用する場合は，防寒用に限り制服との調和を考えたものを用いる。
- 上履きは本校所定のもの，体育館シューズは本校指定のものとする。
- 授業時の服装は制服着用を原則とする。
- 原則として学習に必要なものの校内持込は禁止とする。
- 規定外の布地の使用や規定外の仕立てであった場合は，縫製替えをしてもらうことがある。

冬服



夏服



## 作成規定

### (1) スーツ

- 布地 紺サージ
- ジャケット丈 背丈の約1/3 cmのばす
- 切り替え線の位置 前は第1線第2線間の下から1/3から始まり、後ろは両線間の中央から始まる。肩ダーツはとらない。
- えり折り止り 第2線の下3 cmまで。
- ポケット 切り替え線とわき線のはさみづけアウトポケット
- ボタン 直径2 cmの裏穴ボタン3個
- スカート 6枚はぎスカート、裾幅は標準的な体型で150～160 cmとする。ベルト使用の場合は、スカートと共布で3 cm幅のものを原則とする。丈は膝にかかる程度とする。

### (2) ブラウス (長そで)

- 布地 白地のテトロンブロート
- ピンタック 1 cm間隔で幅0.2 cmのものを5本つける。
- 前立て 3 cm幅で両側に0.2 cmのステッチをかける。
- えり 後ろ3 cm, 前5 cmのローリングカラー
- カフス 幅4 cmのダブルカフス
- 飾りボタン 0.5 cmの裏穴貝ボタンを前立布の上に2個ずつ3箇所ななめに、またカフスに2個ずつ1箇所につける。
- リボンタイ 黒の紐リボンタイ (長さ135 cmのもの)

### (3) ブラウス (半そで)

- 布地 長そでブラウスと同じ
- えり折り止り 第2線より2 cm上でとめる。
- ステッチ えり・前身頃・カフス・ポケットのフラップに0.7 cmのステッチをかける。ポケットつけは0.2 cmのミシン。
- 前あき かがり穴で1 cmの2つボタンを5個つける。

### (4) ベスト

- 布地 スーツと同じ
- 前えぐり 第2線までの丸えぐり
- ベスト丈 3 cm幅で丈より2～3 cm短くする。
- ボタン ジャケットと同じもの3個

### (5) セーター・コート

- 服装規定 (1) 冬服 (4月～5月, 10月～3月) 参照